

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：東京大学で学ぶにふさわしい資質・能力を有する全ての者に門戸を開き、多くの優秀な人材を受け入れる。)

・多様な人材を国内外から積極的に受け入れるため、女子学生や留学生の増加に向けた取組を継続する。また、英語で学位が取得できる学部及び大学院のコースにおいて、優秀な留学生の獲得や円滑な受入れを継続実施する。

・多様な学生構成を実現し、学士課程教育を活性化するため、推薦入試を実施する。

・英語で学位が取得できる学部及び大学院のコースにおいて、優秀な留学生の獲得や円滑な受入れを継続実施する。また、秋期入学の環境整備に向けて、関係他大学等との連携協力を図りつつ、学内における検討を進める。

(中期目標：前期及び後期の学士課程を通じ、幅広い教養や総合的判断力等の資質・能力の涵養を図るとともに、専門分野の基礎と社会性を身に付けた人材を育成する。)

・学生・教員の国際的な流動性の向上や学びの質の向上・量の確保に留意して、各学部において4ターム制を導入する。また、大学院の学事暦についても学部準じた学事暦の実施に向けた取組を行う。

・学部前期課程において、初年次教育の充実を図る。また、前期課程・後期課程の円滑な接続に留意しつつ、学事暦の見直しを踏まえたカリキュラムを導入する。

・進学振分け制度に代わる進学選択方式の導入に向けた取組を行う。

・教育の質の国際通用性の確保に留意しつつ、教育課程の体系化を進めるとともに、厳格にして適切な成績評価及び卒業認定を行う。また、能動的学習の普及やeラーニングの活用などによる教育方法の改善を進める。

・引き続き、ボランティア等の体験活動や留学生との交流の促進、サマープログラムの拡充などによる、多様な体験の機会を学生に提供する。

・大学院科目等履修生制度等の運用を通じて、学部学生が早期に大学院における学習にアクセスする機会を引き続き拡大する。

(中期目標：総合研究大学として、大学院課程を通じ、未踏の領域に果敢に挑戦する開拓者精神に富み国際的に活躍できる研究者、高度専門職業人等、社会の先頭に立つ人材を育成する。)

・修士課程において、国内外の教育界等で活躍、あるいは高度の学術研究を推進し得る人材の育成に向けた教育課程の体系化を進める。

・博士課程では、引き続き、博士学位の質を確保しつつ授与を促進する。また、博士課程学生及び博士課程修了者向けキャリアイベントを通じて、キャリア形成支援を行う。

・専門職学位課程では、国内外で活躍しうる高度専門職業人を着実に育成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：学問や社会の変化に対応して教育体制を見直し、優れた教員を適切に配置するとともに、その教育力を向上させる。)

- ・ 4ターム制の導入に対応する教育内容・方法の改善、教育の国際化の具現化等を推進する。
- ・ 国内外から多様で優れた教員を確保するため、柔軟な人事上の方策を進める。
- ・ 社会人を積極的に受入れるため、社会人特別選抜等を活用する。
- ・ 優れた人材を教育支援者として配置するため、ティーチング・アシスタント (TA) の積極的な活用を進める。
- ・ フューチャーファカルティプログラムを着実に実施する。また、IT等を活用しつつ、ファカルティ・ディベロップメントを推進する。
- ・ 学習成果の評価・測定の在り方について調査研究を進める。

(中期目標：多様な教育方法に対応し、学生の主体的な学習を支援できるよう、教育環境の基盤的整備を進める。)

- ・ 学習・研究環境の改善のため、図書館等の充実を図る。また、バリアフリー、課外活動促進等のための改善策について、可能なものから順次実施する。
- ・ 教育に関する情報提供等を促進するため、ICTを活用した教育を推進する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(中期目標：学習支援や学生生活に伴う各種の相談に応ずる体制を整備し、多様な学生に対するきめ細やかな支援を行う。)

- ・ 初年次教育の充実等、入試改善を伴う多様な入学生に対する支援を推進する。
- ・ 学生や教職員等を対象とした啓発活動を推進するなど、学生のメンタルヘルス等に関する取組を充実させる。
- ・ 日本人学生及び外国人留学生のキャリア相談体制の充実とともに、卒業生との交流を推進し、教養学部前期課程学生へのキャリア形成支援の取組を実施する。

(中期目標：有為な人材の育成と教育の機会均等を確保するため、学生の経済的支援を充実する。)

- ・ 既存の経済支援を実施するとともに、大学独自の多様な奨学制度の仕組みを充実させる。
- ・ 国際宿舎（目白台及び新豊島）の整備を推進するとともに、学生寮等の住環境の整備・確保を進める。

(4) 国立大学改革強化推進補助金（総合支援型）に関する目標を達成するための措置

(中期目標：国立大学改革強化推進補助金（総合支援型）を用いて、学部教育の総合的改革を推進するための基盤整備を行う。)

- ・ 外国人教員を増員する等して、文系・理系それぞれの専門性を活かした語学教育、2つの外国語を習得して母語を含む3つの言語の運用能力を育成するプログラムなどの外国語による教育、少人数チュートリアル方式のゼミナールによる初年次教育等の取組を強化する。
- ・ 主体的な学びを促進するため、双方向型授業の実施を視野に入れた教室、学生同士の交流を促すためのスペース等、教育環境の整備を推進する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：総合研究大学として、人文学・社会科学から自然科学に至るまで多様な分野で世界最高水準の研究を実施する。)

- ・国際高等研究所の強化・支援等、全学的研究環境の整備等により、基礎的・基盤的研究、先端的研究、学際的・学融合的研究を推進する。
- ・共同利用・共同研究拠点では、制度の趣旨を踏まえ、継続的・安定的な運営体制の下、研究情報を国内外に提供あるいは発信し、当該分野の学術研究を効率的・効果的に推進する。
- ・総長室総括委員会の下の研究機構等について、適切な評価を実施するなど、その活動を促進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：研究の多様性を堅持しつつ、適正かつ機動的な教員配置に努め、研究環境の整備を推進する。)

- ・柔軟な人事上の措置を促進するとともに、総長裁量枠等を活用し、研究の多様性維持に配慮しつつ、資源の配分を行う。
- ・優秀な若手研究者のポスト確保及び育成のため、各種の制度の運用を実施する。
- ・リサーチ・アドミニストレーターに関する基本方針に従い、制度の確立に向けた検討を進める。また、リサーチ・アシスタントについては、国のプロジェクト制度を積極的に活用しつつ、拡充を図る。
- ・外部資金等を適切に活用しつつ、全学的な研究環境の維持・向上を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

(中期目標：社会との連携を通じ、我が国の社会及び国際社会の持続的発展に貢献する。)

- ・課題解決が急がれる社会の諸問題の解決に資する研究を推進する。
- ・大学で生み出される知に基づくイノベーション創出に向けて、国内外企業との組織的な産学連携による部局横断型の共同研究の創出や大学発ベンチャー支援等を推進する。
- ・イノベーション創出の活性化のため、大学等の研究開発成果を基にしたベンチャーの創業等を促進する人材の育成に向けた取組を行う。

(中期目標：社会に開かれた大学として、大学の知に対する社会的ニーズに応えるとともに、その普及・浸透に貢献する。)

- ・「UTokyo Research」等を活用し、学術情報発信を充実する。また、公開講座や社会人向けプログラム等を活用し、生涯教育、アウトリーチ活動等を充実させる。
- ・所蔵する学術標本・図書・史料等を、良好な保全・管理状態に置くために、修復・保全等の整備を進めるとともに、図書館・博物館等を通じた展示公開等を通じて、教育機関をはじめ広く社会一般が東京大学の知に触れる機会を増進する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

(中期目標：徹底した大学改革と教育研究の国際化を全学的に推進し、国際協力関係を醸成して、我が国の世界的存在感を高め、ひいては国際競争力を強化するとともに、魅力溢れるトップレベルの教育研究を行い、人類社会に貢献する。)

- ・国際化をより一層推進するため、「東京大学国際化長期構想」について進捗状況を確認し、改善及び見直しを行う。
- ・世界レベルの研究者を招へいし、先端宇宙物理学研究領域における国際共同研究を推進するとともに、引き続き教育環境の整備を進める。
- ・優秀な外国人留学生の受入れを促進するため、海外拠点等を活用してリクルーティングや広報活動を展開する。また、外国人留学生に対して、日本語教育の充実を図る。
- ・学事暦の見直しを踏まえた日本人学生に対する外国語教育の強化・拡充を図る。
- ・日本人学生の海外留学等の着実な増加を推進するため、海外留学及び国際体験活動の情報提供の強化を図るとともに、日本人学生と外国人留学生等との交流を推進する。
- ・海外の有力大学と通常の学術交流協定を超えた特別な協力関係を構築するとともに、教育研究の国際展開を進め、交流学生数を増加させる。

(中期目標：世界に開かれた大学にふさわしい教育研究環境を充実させる。)

- ・二国間の学長会議の開催や国際大学連合への参画などを通じて、国際的な連携を強化するとともに、既存の海外拠点の活動基盤を強化する。
- ・外国人教員・研究者の雇用を推進するため、民間が運営している宿舎等を活用する。また、分野の特性に応じて、教員の国際公募を積極的に行う。
- ・国際化に対応した業務体制の充実に向け、国際業務対応能力向上させるため、国内外における研修等を実施する。

(3) 平成24年度補正予算（第1号）に関する目標を達成するための措置

(中期目標：平成24年度補正予算（第1号）による運営費交付金及び政府出資金を用いて、出資の際に示された条件等を踏まえつつ、企業との共同研究を着実に実施することにより、研究成果の事業化を促進する。その際、大学の使命との関係での利益相反等の適切なマネジメントを図りつつ、事業の透明性を確保し適切な進捗管理を図り、社会に対する説明責任を果たすとともに、最大限の事業効果を上げる観点から、外部有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置などを含め、全学的な体制整備等を図る。また、必要な体制整備等を図った上で、産業競争力強化法に基づく手続等を進め、同法に基づく必要な業務を行うことにより、大学における技術に関する研究成果の事業化及び教育研究活動の活性化を図る。)

- ・事業化に向けた研究開発や環境整備等を通じた大学発ベンチャー等への資金や人材等の支援を促進する。

(4) 附属病院に関する目標を達成するための措置

(中期目標：大学病院としての医療の質の向上を図り、良質な医療人の養成、先端医療開発を推進しつつ、適切な運営基盤を確保する。)

- ・国立大学附属病院における「HOMAS2」の導入に向けた取組を進める。

- ・臨床研究支援センターを中心に、質の高い多施設共同臨床研究推進及び他の医療機関が実施する臨床研究の支援を行う。
- ・地域診療への貢献、災害時の高度医療の持続、病理診断件数の増加に向けた取組を行う。
- ・臨床研修医の評価や要望を継続的に調査し、研修プログラムの充実を図る。
- ・多職種連携を基盤とした医療人育成に引き続き取り組む。

(5) 附属学校に関する目標を達成するための措置

(中期目標：附属学校の設置目的を踏まえた教育研究の在り方を示し、中等教育学校のモデル校としての役割を果たす。)

- ・教育学研究科・教育学部との連携による共同研究を推進する。また、教育実践研究のフィールド及び全学の学生のための教育実習校としての役割を担う。
- ・運動施設の整備充実に努めるとともに、大学院生の研究フィールド及び教育実習生の拠点として使用できる場所を確保する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(中期目標：総長のリーダーシップの下、各部局の自律性を活かして全学的な協調を図り、活力ある組織運営を行う体制をつくる。)

- ・「行動シナリオ」の成果等を踏まえ、次期の将来構想を検討する。また、教職員の協働により、次期中期目標・中期計画を策定する。
- ・総長裁量経費および教育研究強化推進経費を確保し、総長のイニシアチブによる教育研究事業を実施する。また、各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて、総長裁量枠及び教員採用可能数学内再配分システム枠の資源を確保し、優先順位に従い再配分を実施する。

(中期目標：組織を支える教職員の力が最大限発揮される環境を整備する。)

- ・雇用条件等の柔軟な運用により、優秀な人材を確保する。
- ・女性教職員や外国人教員の割合を高めるなど教職員の多様性を促進しつつ、能力・適性に応じた人事を推進する。特に、若手教員の雇用に関する計画に基づき、若手女性教員の安定的なポスト確保を図る。
- ・教育研究能力の向上のため、教員評価の促進を図る。
- ・採用に際しては、引き続き高度な資格や資質等を有する優秀な職員の採用を行うとともに、高い専門性を持って教育研究を支援する職員の育成を推進する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(中期目標：既存の業務の見直しの徹底、システム化等を通じ、事務の効率化・合理化を進める。)

- ・本部共通業務及び全学事務業務を再点検し、業務のスリム化、効率化と質の向上の観点から見直しに努める。業務改革総長賞応募課題の中から優れた課題について全学展開を推進し、業務改革に対する教職員の一層の意識向上を図る。
- ・業務の効率化や迅速化のため、全学で使用する周辺システムと融合した新たな学務システムの基本設計などを行い導入に向けた作業を実施する。

<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 資金の安定確保に関する目標を達成するために必要な措置 (中期目標：教育研究等の質の向上を目指し、必要な収入を確保する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで実施してきた増収策とともに、継続して自己収入の増加に取り組む。 ・病院収入の増加について、適切な人員配置による新たな収入の確保などの取組を進める。また、資金運用について、詳細な資金繰り計画表を基に短期・長期の運用を行う。 ・外部資金の公募、新規事業・制度の改正等に関する情報を外部資金ポータルサイト等に掲載し、学内への迅速かつ的確な情報提供を行う。また、受け入れた研究資金・間接経費等の情報を一元的に管理する。 ・長期目標である TODAI2000 の達成に向けて、多様な渉外活動を一層展開する。
<p>2 資金の効果的使用に関する目標を達成するための措置 (中期目標：学内資金を効果的に配分し、有効利用に取り組むとともに、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教育研究分野の多様性と特性を踏まえ、基盤的経費の措置や間接経費等による学内資源再配分機能の強化を図り、教育研究環境の整備、教育改革等、学内資金の効果的配分を行う。 ・資金の有効利用を推進するため、効果の高い調達取組を継続実施する。
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 (中期目標：資産の有効活用を推進する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細な資金繰り計画を基に、頻度の高い短期運用を行うとともに、長期運用計画に基づき安全性と効率性を考慮した長期運用を行う。 ・一時的に使用していない土地・建物等の不動産について貸付を促進するなど、資産の効率的運用に努める。
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 (中期目標：世界最高水準の総合研究大学としてふさわしい自己点検・評価を実施し、結果を積極的に公表するとともに、大学運営の改善に資する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部局において自己点検・評価を進め、その結果を社会に公表する。 ・学内外の教育研究情報等を収集・分析し、教育研究の質の向上や組織運営の改善・強化への活用を図る。
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置 (中期目標：東京大学が有する情報発信媒体の全てを活用し、教育研究の成果を国内外に広く発信する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレスツアーの実施や、UTokyo Research の学術情報コンテンツの充実等により、教育研究活

動等の情報発信を推進する。

- ・海外からのアクセスを考慮し、英語をはじめとして、中国語、韓国語のウェブサイトのコンテンツの充実・改善を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：世界最高水準の教育研究活動の展開を可能とするため、社会的課題に先導的に対応する良好なキャンパス環境整備を推進する。)

- ・各地区キャンパスの整備計画等を基に、PFI 事業も含め計画的にキャンパス・施設の整備を進める。
- ・省エネルギー対策を継続実施するとともに、実験系の効果的な省エネルギー化を推進する。
- ・安全・安心で快適なキャンパスの整備に向け、耐震診断法定外建物の診断について計画に基づき実施するとともに、バリアフリーについては緊急性の高いものから順次整備を推進する。
- ・新営・改修建物の延べ面積の 20%を目途として、共同利用スペースを確保する。また、共用研究設備システムの運用を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(中期目標：教育研究環境の安全衛生確保と緊急時対応のため、安全管理体制を整備する。)

- ・安全教育・講習の充実を推進するとともに、安全衛生に関する資格管理等を行う。
- ・学内で排出される廃棄物について、安全かつ計画的な処理・処分を推進する。

(中期目標：事故、災害、環境汚染等の未然防止と被害の軽減に取り組むとともに、情報セキュリティの強化を推進する。)

- ・防災に備えた連絡体制の強化に向け、部局と連携した防災訓練を実施する。
- ・情報を適切に管理・運用するため、情報セキュリティ・ポリシーの下で教職員に対する情報リテラシー及び情報セキュリティ研修を行い、情報セキュリティ意識の向上と啓発を図る。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

(中期目標：教育研究等の諸活動に関係する法令等の的確な遵守のための取組を推進する。)

- ・学内構成員の一人一人が高い倫理観を持って行動するよう研修等を通じて意識の向上を図る。また、法令等を厳格に遵守するよう学内のコンプライアンス体制の充実強化を図る。
- ・ハラスメント防止委員会等において、ハラスメント防止対策及び啓発活動等を実施する。
- ・研究費の不正使用防止に向けて、体制を一層強化するとともに、教職員への研修による意識啓発等の不正防止対策を実施する。
- ・東京大学薬品管理システム (UTCRIS) を活用して化学物質管理の徹底を推進する。また、構成員への化学物質管理の徹底及び意識啓発のための講習会を開催する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金限度額

200億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に必要なとなる対策費として借入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

1. 大学院農学生命科学研究科附属緑地植物実験所の土地の全部（千葉県千葉市花見川区畑町1487-1 外 47,139.17 m²）を譲渡する。
2. 検見川第二職員宿舎の隣接地（千葉県千葉市花見川区浪花町1010 外 6,673.92 m²）を譲渡する。
3. 白金学寮の土地の全部（東京都港区白金四丁目464-1 外 2,453.55 m²）を譲渡する。
4. 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市11816-1400.24 m²）を譲渡する。
5. 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市118141,986.91 m²）を譲渡する。
6. 大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林の土地の一部（千葉県君津市黄和田畑字郷田倉1631-2 外 1,513.00 m²）を譲渡する。
7. 大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所の土地の一部（愛知県瀬戸市南白坂町46-5 555.99 m²）を譲渡する。
8. 大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センターの土地の一部（岩手県上閉伊郡大槌町赤浜二丁目106-10 9,552.97 m²）を譲渡する。
9. 生産技術研究所千葉実験所の土地の一部（千葉県千葉市稲毛区弥生町727-1 外 3,200.00 m²）を譲渡する。

重要な財産を担保に供する計画

医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建築について、担保に供する。

また、医科学研究所附属病院における病院特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医科学研究所附属病院の敷地及び建築について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

当該年度の決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
【施設整備費補助金】	総額	施設整備費補助金 (12,014)
・（医病）病棟（Ⅱ期）	27,726	
・（本郷）アカデミックコモンズ		大学資金 (5,629)

<ul style="list-style-type: none"> ・ (本郷) 総合研究棟(理学系) ・ (本郷) 図書館改修 ・ (本郷) 総合研究棟改修 (薬学系) ・ (本郷) 国際学術総合研究棟 (文系) ・ (本郷) 総合研究棟改修 (農学系) ・ (千葉県鋸山) 災害復旧事業Ⅱ ・ (本郷) 図書館改修Ⅱ ・ (白金台) 総合研究棟改修 (医科学研究所) ・ (大槌) 災害復旧事業 ・ (検見川) 屋内運動場耐震改修 ・ (本郷) クリニカルリサーチセンター整備等事業 (P F I) ・ (駒場Ⅱ) 駒場オープンラボラトリー施設整備事業 (P F I) ・ (本郷) (地震) 総合研究棟施設整備事業 (P F I) ・ (柏) 総合研究棟 (環境学研究系) 施設整備事業 (P F I) ・ (駒場Ⅰ) 駒場コミュニケーション・プラザ施設整備事業 (P F I) ・ (本郷) 総合研究棟 (工学部新3号館) 施設整備事業 (P F I) ・ 設備費 <p>【大学資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (白山) 小石川植物園囲障改修 ・ (豊島) 新豊島国際学生宿舎新営 ・ (目白台) 国際宿舎整備事業新営 ・ 生産技術研究所千葉実験所移転に係る柏キャンパス整備事業 ・ (駒場Ⅰ) 教養学部6号館改修 <p>【長期借入金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (医病) 病棟 (Ⅱ期) <p>【国立大学財務・経営センター施設費交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模改修 <p>【他機関補助金等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西東京キャンパス (仮称) 整備計画 		<p>船舶建造費補助金 (0)</p> <p>長期借入金 (5,793)</p> <p>国立大学財務・経営センター施設費交付金 (209)</p> <p>民間出えん金 (寄附) (0)</p> <p>他機関補助金等 (150)</p>
---	--	--

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(1) 雇用方針

- ・性別、年齢、国籍、障害の有無等にとらわれない、教職員の多様性を促進し、能力・適性に応じた雇用・人事を行う。
- ・国内外から多様で優れた教員を確保するため、年俸制をはじめとした柔軟な人事上の方策を進める。
- ・優秀な若手研究者のポスト確保及び人材流動性の向上のため、各種制度の柔軟な運用を進める。
- ・各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて、総長裁量枠及び教員採用可能数内再配分システム枠の資源を確保し、優先順位に従い再配分を実施する。

(2) 人事育成方針

- ・「東京大学職員の人材育成の推進体制に関する基本方針」に基づき、職員の能力を最大限に向上させるための取組を行う。

(3) 人材交流

- ・職員に関して、能力や専門性の向上を図るため、国内外の研修や出向の制度を活用する。

(参考1) 平成27年度の常勤教職員数 6,287人
 また、任期付教職員数の見込みを 1,520人とする。

(参考2) 平成27年度の人件費総額見込 87,488百万円

3 災害復旧に関する計画

平成23年3月に発生した東日本大震災により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数